森ノ宮医療大学 受託研究規程

平成24年7月24日制定 平成28年3月22日改定 平成29年4月1日改定

(趣旨)

第1条 この規程は、森ノ宮医療大学(以下「本学」という。)における受託研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学教職員が学外機関等(以下「委託者」という。)から 委託を受けて本学において行う研究で、これに要する経費を、委託者が負担するものをいう。

(受入基準)

- 第3条 受託研究の受入れは、本学の教育・研究上有意義であり、本来の教育・研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限るものとする。
- 2 受託研究を受け入れた後、前項の基準に適合しない事態が生じた場合には、学長は研究の中止を命ずることができる。

(受託研究の申込み)

第4条 委託者は、別途委託研究申込書により、理事長に申し込むものとする。

(受託研究の受入申請)

第5条 受託研究の申込みがあった場合、当該研究を担当する教員(以下「研究担当者」という。)は、 前条の委託研究申込書を添えて稟議書において申請しなければならない。

(受託研究の受入の決定)

第6条 理事長は、前条の申請があった場合、受託研究の受入れの可否を決定するものとする。

(契約書の締結)

第7条 理事長は、前条の決定があった場合、委託者との間に契約書を締結するものとする。

(契約の内容)

- 第8条 契約に際して研究担当者は、次に定める事項が記された契約書を作成しなければならない。
 - (1) 研究題目及び内容
 - (2) 研究担当者

- (3) 研究(契約)期間
- (4) 研究費(金額)
- (5) 研究報告の方法
- (6) 研究成果の公表
- (7) 知的財産権等の取扱い、権利の帰属
- (8) その他実施に関する必要事項
- 2 前項のうち、当該研究の成果の全部または一部が学校法人森ノ宮医療学園(以下「本学園」という。) に帰属すること、または当該研究の成果について学術研究の発展に資するために適切に公表されるこ とのいずれかについて契約書に記載しなければならない。
- 3 第1項、第2項の契約内容に変更が生じた場合は、稟議書において申請しなければならない。

(受託研究費等の取扱い)

- 第9条 受託研究費の取扱いは、この規程に定めるもののほか、本学園の定めるところによる。
- 2 研究担当者は、受託研究費から一般管理費(受託研究費総額の10%)を差し引いた額を、当該研究 に使用することができる。
- 3 研究担当者による受託研究費の執行においては、別に定める手続きにより行うものとする。

(受託研究費の不足)

第10条 研究担当者は、当該研究実施中特に多額の費用を要し、納付された受託研究費に不足を生じると認めたときは、その追加について委託者と協議する。

(教育・研究の優先)

第11条 施設・設備等の使用については、本学の教育・研究が優先するものとする。

(施設・設備等の改造禁止)

第12条 受託研究のため施設・設備等の改造をしてはならない。

(提供物品等の管理)

第13条 受託研究のため委託者から提供された物品等の管理、取扱い等については、契約時に定める ものとする。

(取得物品等の帰属及び処分)

第14条 受託研究のために購入及び寄贈により取得した機器・備品・図書・消耗品等は、本学に帰属するものとする。

(受託研究の完了報告)

- 第15条 受託研究が完了した場合、研究担当者は、研究支援業務担当部署に報告する。
- 2 研究支援業務担当部署は、研究担当者からの完了報告を受け、必要に応じて委託者に研究費の収支

報告を行うものとする。

3 その他、契約書等により委託者から別途指示がある場合は、これに従うものとする。

(受託研究にかかわる成果等の帰属)

第16条 受託研究にかかわる成果の知的財産権等の帰属は、委託者との契約書等で特に定めがない場合、原則として本学に帰属するものとする。

(事務局)

第17条 委託研究にかかわる事務は、研究支援業務担当部署の所管とする。

附則

- 1 この規程は平成24年7月24日から施行する。
- 2 この規程は平成28年3月22日から施行する。
- 3 この規程は平成29年4月1日から施行する。